

災害時における施設等の利用に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）とホテル東京ベイ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の区域内にて災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が開設する指定避難所のみでの避難者の受け入れが困難な場合における乙の管理する施設等の利用に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設の全部又は一部を避難所、一時滞在施設及び水害時一時避難施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力・支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に、乙に対し次に掲げるものについて協力・支援を要請することができる。

（1） 避難所の開設

ア 要配慮者その他甲と乙が協議の上必要と認める者に対し、乙の宿泊施設を避難所として提供すること。

イ 避難者に対し、乙の施設において、食事及び生活物資を提供すること。

（2） 帰宅困難者の支援

ア 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。

イ 帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。

ウ 帰宅困難者に対し、知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。

（3） 水害時一時避難施設としての利用

水害の発生時等において、緊急避難している避難者に対し、乙の施設の一部を一時避難施設として提供すること。

（協力・支援を行う場所）

第3条 乙が協力・支援を行う場所は、以下の施設とする。

名称	所在地
ハイアットリージェンシー東京ベイ	千葉県浦安市明海五丁目8番23号

（協力・支援の要請）

第4条 甲は、災害時に必要と認めるときは、乙に対して第2条で掲げた事項について協力・支援を要請するものとする。

- 2 前項の規定による要請は、原則として施設使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力・支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により、甲から協力・支援の要請を受けた時は、可能な範囲において、協力・支援を実施する。この場合、協力・支援の可否、規模、範囲、期間等については、同建物の稼働状況（空室の有無等）及び被災状況等を勘案し乙が決定し、甲に回答した上で実施する。

- 2 甲は、乙に対して、状況に応じて食料品、生活物資等を供給するものとする。
- 3 甲は、職員等を派遣し、避難者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た者への対応等を実施するものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲と乙の協議の上別途定めるものとする。

（対象者の割振り）

第6条 避難所利用の対象者の割振りは、甲が行うものとする。

- 2 甲は、前項の割振りを災害発生後速やかに行えるよう、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

（費用負担）

第7条 甲からの要請による、第2条各号の規定の協力・支援に費用を要した場合や、乙の故意・重過失によらずに乙に損害が生じた場合は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲と乙の協議の上、決定する。
- 3 第1項の規定により、甲が負担する協力・支援に係る費用は、次に掲げるものとする。
- (1) 避難者の費用（施設使用及び食事提供に係る料金を含む。）
 - (2) 協力・支援に係る光熱水費
 - (3) その他協力・支援上甲が必要と認めるもの

（受入実績の報告と請求）

第8条 乙は、協力・支援を終了したときは、速やかに業務実施報告書（第2号様式）及び受入実績報告書（第3号様式）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して費用を請求する。

（費用の支払い）

第9条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、請求書を収受した日から1か月以内に支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲からの要請による第2条各号の規定の協力・支援の業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が業務中に損害を受けたときは、その損害に対する補償は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の例に準じて行うものとする。

(災害時の情報共有)

第11条 甲及び乙は、災害時に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 甲は、本協定で知り得た避難所等の警備に関する情報その他の営業上の秘密情報を、第三者に提供してはならない

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、あらかじめ書面による甲の了解があった場合を除き、本協定の目的外で利用し、又は、第三者に提供してはならない。

(平時の取組み)

第13条 甲及び乙は、災害発生時における円滑な協力体制を図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期限は、本協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結の証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月19日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

甲 浦安市

浦安市長 内 田 悦 嗣

東京都千代田区大手町二丁目1番1号

乙 ホテル東京ベイ株式会社
ハイアットリージェンシー東京ベイ

代表取締役社長 小 澤 真 也